

三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行								改正案							
第1条～第11条 省略 別表第1(第2条関係)								第1条～第11条 省略 別表第1(第2条関係)							
				区域 省略								区域 省略			
(8)				都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画北摂三田第二テクノパーク地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「北摂三田第二テクノパーク地区整備計画区域」という。)				(8)				都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画北摂三田第二テクノパーク地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「北摂三田第二テクノパーク地区整備計画区域」という。)			
								(9)				都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画地区計画福島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域(次表において「福島地区地区整備計画区域」という。)			
別表第2(第3条～第6条関係)								別表第2(第3条～第6条関係)							
計画 区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	計画 区域	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)
	計画 地区 の区 分	建築することが できる建築物	建築物の 敷地 面積 の最 低限 度	建築物の 容積 率の 最 高限 度	建築物の 建 ぺ い 率の 最 高限 度	建築物の 高 さの 最 高限 度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離の最低限度 (a) (b) (c)		計画 地区 の区 分	建築することが できる建築物	建築物の 敷地 面積 の最 低限 度	建築物の 容積 率の 最 高限 度	建築物の 建 ぺ い 率の 最 高限 度	建築物の 高 さの 最 高限 度	建築物の外壁等の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離の最低限度 (a) (b) (c)
省略 省略								省略 省略							
北摂 三田 第二 テク ノパ ーク 地区 整備 計画 区域	生 産・ 流通 地区							北摂 三田 第二 テク ノパ ーク 地区 整備 計画 区域	生 産・ 流通 地区						
	保全 地区	1 都市緑地法施行令(昭和31年政令第290号)第5条各項に定める公園施設に該当する建築物 2 巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で、令第130条の4で定めるもの 3 前2項の建築物に付属するもの							保全 地区	1 都市緑地法施行令(昭和31年政令第290号)第5条各項に定める公園施設に該当する建築物 2 巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で、令第130条の4で定めるもの 3 前2項の建築物に付属するもの					

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 省略

福島 地区 整備 計画 区域		次に掲げる用途以外の建築物 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎	450平方メートル。ただし、土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された際に存する所有権その他の権利に基づいて、その全部を敷地として使用する場合を除く。					敷地境界線から外壁等の面までの距離	1メートル	巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物で、令第130条の4で定めるものに該当する建築物
----------------------------	--	--	---	--	--	--	--	-------------------	-------	--

備考 省略